

ロシアのかたち(3)

松嶋希会*

ロシアでは並行輸入は商標権の侵害に該当すると考えられているが、2018年2月、並行輸入に関係する民法の規定の合憲性を判断する憲法裁判所判決が出され、話題となった（ちなみに、ロシアでは知的財産については民法第四部に規定されている）。

事件の始まりは、ロシア会社Y社が、日本メーカーX社の製品を、ロシアの正規輸入販売店からではなく、ポーランドの会社から購入しロシアに輸入しようとしたところ、X社が、商標権の侵害を理由に、①輸入される予定であった商品の輸入の禁止、②それらの回収・破棄のほかに、③Y社が将来的に対象商標を利用することの禁止（商標が付された商品の輸入などの禁止を含む）や④賠償金の支払いを求めて裁判を起こしたことにある。一審および控訴審ではX社の主張が認められたが、その上級審（破毀審）では、X社の主張のうち①、②および④は認められたが、商標権者に抽象的な侵害を排除する権利までは認められないとして、③Y社による将来的な商標利用の禁止は認められなかった。

ロシア法上、ある物品の輸入が知的財産権を侵害する場合、当該物品は「偽造品(контрафактный/counterfeit)」とされ（民法1252条4項）、商標権の国内消尽の規定（民法1487条）と合わせると、並行輸入品もcounterfeitとみなされていた。しかし、一方で、商標が違法に付された商品や類似の標章が付された商品はcounterfeitであるとする規定（民法1515条1項）があり、権利者が商標を付した並行輸入品はcounterfeitではないのではないのか、との考えも出てくる。2014年の知的財産法制改正の際、商標に係るcounterfeitの定義に、商標が違法に

付された商品・類似の標章が付された商品のほかに、商標は合法に付されたが、海外製造者の事前同意を得ずにロシアに輸入された商品も含める案が出されたが、却下されたとの事情も考慮するとなおさらである。

Y社は、その後、民法1252条4項、1487条や1515条の違憲性の確認を求めて憲法裁判所に訴えた。

憲法裁判所は、結局、商標権の及ぶ範囲（商標権の消尽の問題）、並行輸入の合法性については立法の裁量に委ねられており、上記の民法規定は憲法に反しないと結論づけた。現行法については、並行輸入品はcounterfeitに該当し商標権を侵害することを確認した。ただし、商標権者の利益よりも、ロシアにおける安全、人民の生命・健康などの公共の利益が優先される場合があり、かかる場合、商標権に基づく請求は権利濫用とみなされ請求は認められないと例外を設けた。例えば、生命・健康にかかわる薬品について、正規輸入代理店の販売価格が、並行輸入品価格に比して、非常に高額でロシア消費者が購入することが難しい場合が想定されている。また、商標権に基づく請求としての回収・破棄は、並行輸入品の品質が低い場合や安全、生命・健康などを保護するために必要な場合に限り認められるとした（並行輸入品の品質について誰が証明責任を負うのか明らかにされていないが、並行輸入品の回収・破棄を求める商標権者が、自社製品が低品質であることを主張するのは難しいように思われる。）。

公共の利益がどこまで重視されるのか、が裁判実務に影響を与えるが、憲法裁判所は立法による明確化も求めており、法律が改正される可能性もある。

* アンダーソン・毛利・友常法律事務所